

電動キックボードの保険引受方法

20230724 大阪代協まとめ

項目	取扱規定	備考
車種判定	<p>下記に該当する車両は「特定小型原動機付自転車」として扱います</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車体の大きさが、長さ190cm、幅60cm以下であること ・原動機として、定格出力が0.60kw以下の電動機を用いること ・20km/hを超える速度を出すことができないこと <p style="text-align: right;">等</p>	<p>※電動アシスト付自転車は該当しない 「駆動補助機付自転車」は軽車両となり 自転車として扱われる</p>
自賠責	必須 (原付として引受。ただし、2024年度から新区分、特定小型原付となる)	※定格出力が1kw超は二輪自動車となる
自動車保険	車種を原付として引受ける	
塔傷・人傷	<p>傷害保険条項に「被保険者が、運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた事故」を免責とする旨の記載があるが、そもそも特定小型原付は法令で運転免許証が必要とされているため、免許証に関しては当該免責に該当することはない。</p> <p>ただし、警察庁の交通ルール上、「16歳未満の者の運転の禁止」が定められてるので、16歳未満の方が運転している場合に生じた事故は「法令に定められた運転資格を持たない」こととなり、当該免責に該当する。</p>	<p>※16歳以上であれば無免許であっても自身の傷害を含めて補償の対象となる</p> <p>16歳未満の子どもが運転した場合は免責となるので契約者に必ず注意が必要です</p>
ファミ賠	引受可（無免許であっても16歳以上であれば補償対象となる）	<p>人傷に関する注意点は上記と同様</p> <p>※定格出力が1kw超はファミ賠の対象とならないので要注意</p>

※シェアリング事業者が電動キックボードに自動車保険を付保する場合は、レンタカー料率が適用される